

精華町児童育成計画・精華町次世代育成支援後期行動計画の振り返り

1 現計画について

名 称：精華町児童育成計画・精華町次世代育成支援後期行動計画

計画期間：平成22年4月～平成27年3月

2 次世代育成支援後期行動計画における特定12項目事業の進捗状況評価

事業		現計画の 目標	実施状況		今後の取り組み (次期計画における策定状況)
通常保育事業		5か所	5か所	○	引き続き実施
トワイライトステイ事業		1か所	1か所	○	引き続き実施
ショートステイ事業		1か所	1か所	○	引き続き実施
一時預かり事業		2か所	2か所	○	引き続き実施
延長保育事業		5か所	5か所	○	引き続き実施
休日保育事業		1か所	なし	×	ニーズを勘案し、広域的なサービスによる対応も視野に入れた実施を検討
夜間保育事業		—	—	—	ニーズを勘案し、広域的なサービスによる対応も視野に入れた実施を検討
特定保育事業		—	—	—	(実施予定なし)
病児・病後 児保育事業	病児	1か所	1か所	○	引き続き実施
	病後児	1か所	1か所	○	引き続き実施
ファミリー・サポート・ センター事業		1か所	なし	×	平成28年度からの実施を検討
地域子育て支 援拠点事業	ひろば型	2か所	2か所	○	引き続き実施
	センター型	1か所	1か所	○	引き続き実施
	児童館型	—	—	—	(実施予定なし)
放課後児童健全育成事業		10か所	11か所	○	引き続き実施

(それぞれの事業の概要)

通常保育事業	保護者が日中就労のために保育できない就学前の子どもを保育所で保育する（午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分）	
トワイライトステイ事業	就労などの都合により保護者の帰宅が平日の夜間や休日に不在となり家庭で子ども（小学校修了前まで）の養育が困難になったとき、児童福祉施設などにおいて一時的に子どもを預かる。	
ショートステイ事業	保護者が入院や出張、育児疲れなどの理由で、家庭で子ども（小学校修了前まで）の養育が困難になったとき等に、児童福祉施設等において一時的（1 週間以内）に子どもを預かる。	
一時預かり事業	保護者の急病や育児疲れ解消等を目的に、就学前の子どもを一時的に保育所で保育する。	
延長保育事業	通常保育の前後に時間を延長して保育を行う（午前 7 時～午前 8 時 30 分、午後 4 時 30 分～午後 7 時）	
休日保育事業	日曜日・祝日に、保護者が就労のため日中保育できない就学前の子どもを保育する。	
夜間保育事業	保護者の就業形態・就業時間の多様化に対応するため、午後 10 時まで就学前の子どもを保育する。	
特定保育事業	保護者のパート就労等により家庭での保育が困難な就学前の子どもに対して、一定程度（1 か月あたり概ね 64 時間以上）継続的に保育を行う。	
病児・病後児保育事業	病児保育	病気の子どもの（概ね小学校 3 年以下）について、保護者に代わって一時的に保育を行う。
	病後児保育	病気回復期にある子ども（概ね小学校 3 年以下）について、保護者に代わって一時的に保育を行う。
ファミリー・サポートセンター事業	子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者が会員登録し、保育所までの送迎、買い物等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行う。	
地域子育て支援拠点事業	ひろば型	就学前の子ども（主に 3 歳未満児）がいる保護者に対して保護者同士の交流の場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を行う。
	センター型	子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う。
	児童館型	児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取り組みを実施する。
放課後児童健全育成事業	日中、就労のために保護者が家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に指定の場所において、適切な遊びと生活の場を与える。	